

公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和 8 年 4 月 10 日

寒川町長 木村 俊雄

記

1. 業務概要

(1) 業務名

公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託

(2) 内容

業務内容は別紙「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。

(4) 提案限度額

5 7 , 9 1 5 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格

参加することができる者は、参加申請書の提出日現在において、令和 8 年度の寒川町入札参加資格に登録されている者とし、次に掲げる要件全てに該当し、業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。

(2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続開始の申し立てがなされていないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 2 年以内に、手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更

生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。

- (6) 6箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (7) 寒川町暴力団等排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号）第 2 条第 1 号から第 5 号に規定する要件に該当する者でないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。
- (8) 申請主体の現在の主たる事業所が所在する市区町村において、直近の国税（法人税及び消費税）、市町村民税（法人市町村民税、固定資産税）に未納の税額がないこと。
- (9) 他自治体で直近 5 年以内に同種及び類似業務（事業構想段階における、ビジョンやコンセプトの設定支援、ワークショップ開催業務）に関する契約実績を有すること。
- (10) 共同企業体の場合には、構成員全員が上記（1）～（8）までの全てを満たすこと。

3. その他

その他手続きや審査に関する詳細については、「プロポーザル実施要領」と「事業者選定基準」による。

【問い合わせ先】

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165

寒川町企画部資産経営課

ダイヤルイン番号 0467-37-3195

Mail keikaku@town.samukawa.kanagawa.jp

公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、寒川町（以下、「発注者」という。）が実施する「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託」（以下、「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

第2条 業務の目的

多くの公共施設が老朽化している一方、全てを建替える財政的余力はなく、施設の再編（複合化・多機能化）による効率的な再配置が必要である。

そのような中で、公共施設再編に関する住民ニーズを的確に把握し、「望ましい」「こうありたい」といった将来イメージ（コンセプト）を作成することを目的として開催する。

職員による庁内職員ワーキング（以下、「ワーキング」という。）および町民ワークショップ（以下、「ワークショップ」という。）の支援業務であり、ワーキングやワークショップに向けた、全体計画・設計、説明資料の作成、開催時のファシリテーション、受容性調査、実施レポートの作成、基本構想・基本計画に進めるための報告書等の作成支援を行うものである。

第3条 委託期間

契約の日から令和10年3月31日まで

第4条 業務内容

1. 事前調査・資料収集

既存データの収集・整理をおこなうこと。

2. ワーキング運営業務

業務の詳細については、第2章に記載

3. ワークショップ運営業務

業務の詳細については、第3章に記載

4. 報告書・提言書作成業務

ワーキングとワークショップにより導き出された、公共施設再編の望ましい姿を示すコンセプトを踏まえて、報告書・提言書を作成すること。

第5条 業務管理

1. 本業務の実施にあたっては、関連する法令・条例等を遵守すること。
2. 受注者は適切な工程管理を行い、発注者の指定する時期に中間報告書及び、発注者が求める中間成果の提出を行うものとする。

第6条 想定スケジュール

令和8年度	
契約締結～R8.6月上旬	キックオフ、データ収集・整理
契約締結～R8.7月下旬	ワーキング実施準備
R8.8月上旬～R8.9下旬	ワーキング実施
R8.10月上旬～R8.10下旬	追加受容性調査実施
R8.11月上旬～R8.12下旬	報告書・提言書の作成
R9.1月上旬～R9.3中旬	令和9年度実施ワークショップの要件定義
R9.3中旬まで	中間報告書提出
令和9年度	
R9.4～R9.6下旬	ワークショップ実施準備
R9.7～R9.8下旬	ワークショップ実施
R9.9月上旬～R9.12下旬	報告書・提言書の作成

第7条 再委託の禁止

1. 本業務の全部または一部を第三者に再委託することは原則として禁止する。
ただし、次に該当する場合は事前に発注者の書面による許可を得たうえで再委託が可能とする。
2. 特定の技術的専門性を要する部分で、受注者自らが当該能力を有しない場合かつ再委託先が明確に指定され、機密保持契約等が締結されている場合。
3. 再委託の可否、範囲、再委託先の資格・実績・機密保持措置は事前に発注者が審査・承認するものとする。
4. 再委託を行った場合でも、受注者は当該再委託先の業務遂行についてすべての責任を負うものとする。

第8条 成果品の帰属

1. 業務で作成された成果物の著作権は原則として発注者に帰属する。ただし、受注者が従来から有していた権利等については、受注者に留保することができる。
2. 成果物の外部公表は発注者の承認を必要とする。

第9条 守秘義務

1. 受注者は、本業務遂行中に知り得た事項については、本業務終了後も含め、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

第10条 個人情報保護

1. 個人情報は関連法令に従って取り扱うものとし、必要最小限の収集・匿名化・集計処理を行う。

第11条 その他注意事項

1. 本業務で発注者が撮影した写真等は、本業務以外で発注者が作成する広報制作物等において二次利用できるものとする。
2. 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
3. 本業務完了後において、受注者の過失又は疎漏に起因する不良個所及び、誤りが生じた場合は受注者の責任において速やかに適切な処理をしなければならない。
4. 受注者は本業務を遂行するにあたり、本仕様に記載なき事項等について、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。

第2章 庁内ワーキンググループ運営業務

第1条 開催時期

1. 令和8年8月上旬から9月下旬ごろ

第2条 開催回数

1. 合計5回程度実施 ※各回3時間程度
2. 開催間隔は発注者と受注者との協議のうえ決定する。

第3条 対象者

1. 町職員で構成する庁内ワーキングチーム
2. 施設の再編を予定している6つの小中学校ごとにメンバーを設定する。
3. 構成メンバーおよび参加人数は、発注者と受注者との協議のうえ決定する。

第4条 業務内容

1. 町の公共施設再編（特に小中学校の再編）に向けた、複合化・多機能化をテーマに、「望ましい姿・こうありたい姿＝コンセプト」の設定を行うためのプロジェクトマネジメントおよび、ワーキングの運営補助、シナリオ作成、教材準備を行うこと。
2. 職員や町民のインサイト（本人も気づいていない深層心理や無意識の欲）に寄り添って、ワーキングをファシリテートすること。
3. ワーキングの実施にあたり生成AIを取り入れること。
4. ワーキングの実施にあたり各回の記録を残すこと。
5. ワーキングの結果を踏まえて、町民やステークホルダへの追加受容性調査を実施すること。

第5条 成果品

1. 参加者名簿・出席簿
2. ワーキンググループ各回の記録（写真、集計資料等）
3. 追加受容性調査の結果
4. 中間報告書

第3章 町民ワークショップ運営業務

第1条 開催時期

1. 令和9年7月上旬から8月下旬ごろ

第2条 開催回数

1. 合計6回程度実施 ※各回3時間程度
2. 開催間隔は発注者と受注者との協議のうえ決定する。

第3条 対象者

1. 対象者の選定については、令和8年度に実施するワーキングの内容を踏まえて、発注者と受注者との協議のうえ決定する。

第4条 実施内容

1. 町の公共施設再編（特に小中学校の再編）に向けた、複合化・多機能化をテーマに、「望ましい姿・こうありたい姿＝コンセプト」の設定を行うためのプロジェクトマネジメントおよび、ワークショップの運営補助、シナリオ作成、教材準備を行うこと。
2. 参加する町民のインサイト（本人も気づいていない深層心理や無意識の欲）に寄り添って、ワークショップをファシリテートすること。
3. ワーキングの実施にあたり生成AIを取り入れること。
4. ワークショップの実施にあたり各回の記録を残すこと。
5. ワーキングおよびワークショップの結果を踏まえて、具体的な学校の複合案に向けた、受注者としての知見を交えた提言を取りまとめること。
6. ワーキングおよびワークショップの結果を踏まえて、学校複合化にともなうイメージ図を作成すること。

第5条 成果品

1. 参加者名簿・出席簿
2. ワークショップ各回の記録（写真、集計資料等）
3. 最終報告書コンセプト提案書
4. その他、発注者が必要と認める書類

公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、寒川町が実施する「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託」において、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するための必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託

(2) 内容

業務内容は別紙「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日までとする。

(4) 提案限度額

57,915,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 事業者選定方式

公募型プロポーザル

4. 参加資格

参加することができる者は、参加申請書の提出日現在において、令和8年度の寒川町入札参加資格に登録されている者とし、次に掲げる要件全てに該当し、業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 2年以内に、手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改め

て寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。

- (6) 6箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (7) 寒川町暴力団等排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第1号から第5号に規定する要件に該当する者でないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。
- (8) 申請主体の現在の主たる事業所が所在する市区町村において、直近の国税（法人税及び消費税）、市町村民税（法人市町村民税、固定資産税）に未納の税額がないこと。
- (9) 他自治体で直近5年以内に同種及び類似業務（事業構想段階における、ビジョンやコンセプトの設定支援、ワークショップ開催業務）に関する契約実績を有すること。
- (10) 共同企業体の場合には、構成員全員が上記（1）～（8）までの全てを満たすこと。
- (11) 上記（8）及び（9）については、参加申込時に書類を提出すること。

5. 日程

事業者選定に係るスケジュール項目		期日
1	公募開始	令和8年4月10日(金)
2	質問書の受付期限	令和8年4月17日(金) 午後5時まで
3	質問書の回答期限	令和8年4月22日(水)
4	参加申込書の提出期限	令和8年4月28日(火) 午後5時まで
5	参加資格要件確認結果の通知	令和8年5月7日(木)
6	企画提案書等提出期限	令和8年5月13日(水) 午後5時まで
7	選定審査 (プレゼンテーション・質疑応答)	令和8年5月下旬 ※予定
8	選定結果通知予定	令和8年5月下旬 ※予定

6. 質問の受付及び回答

本調達に関する質問は、次により電子メールで行うこと。

(1) 提出方法

ア 様式 質問書(様式1)

イ 送信先 寒川町企画部資産経営課

e-mail: keikaku@town.samukawa.kanagawa.jp

ウ 件名「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ

実施委託に関する質問（事業者名）」

(2) 質問期間

令和8年4月17日(金) 午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和8年4月22日(水)までに、全参加者からの質問及びその回答をメールで通知する。

7. 参加申込

本調達に参加できる者は上記「4. 参加資格」を満たしているものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式2)
- イ 業務実績書(様式3)
- ウ 業務実績に係る契約書類の写し
- エ 参加資格に関する誓約書(様式4)

(2) 送信先 寒川町企画部資産経営課

e-mail : keikaku@town.samukawa.kanagawa.jp

(3) 件名

「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託参加申込書(事業者名)」

(4) 受付期間

令和8年4月28日(火) 午後5時まで

(5) 参加資格要件の確認結果の通知

本事業の事務局にて、応募者の備えるべき参加資格要件について審査し、確認結果を令和8年5月7日(木)までに電子メールで通知する。

8. 企画提案の提出要領

(1) 提出書類及び部数

紙媒体：

- ア 届出書(様式5) 1部
- イ 企画提案書 10部(本業務における実施方針と実施体制および業務工程表を記載すること)
- ウ 価格提案書(様式6) 10部
- エ 価格提案内訳書(様式7) 10部
- オ 電子媒体：上記書類一式

(1) 提出場所

寒川町企画部資産経営課

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165

(2) 企画提案書等受付期限

令和8年5月13日（水）午後5時まで

(3) 提案方法

郵送または持参（郵送の場合は、提出期限必着のこと。）

(4) 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(5) その他

受付期間後における書類の追加、修正、差替及び再提出は、一切認めない。

(6) 企画提案書作成方法

ア 件名 「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託
企画提案（事業者名）」

イ 内容 「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託
仕様書」のとおりとする。

ウ 様式

- ・様式の定めはないが、用紙のサイズはA4とする。
- ・**会社名やロゴマーク等、応募者を特定できる表記はしないこと。**
- ・使用する文字は原則 10.5 ポイント以上とすること。
- ・提案書は Microsoft 社の Word 又は Excel、PowerPoint（ともに Ver.97 から Ver.2013）により作成してください。
- ・A4 サイズのファイルで綴じ、様式番号ごとにインデックスタイトルを付け、表面及び背表紙に「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託」と記入すること。

エ 特定テーマ

当該業務を行う上で特に留意すべき事項とそれを踏まえた業務方針について、具体的に記載すること。

企画提案書内容

No.	提出書類	様式	備考
1	特定テーマに対する 具体的な提案	任意様式	・ A4 用紙片面 10 枚程度で簡潔に 記載すること。 ・ 企画提案書には、別表に掲げる評 価基準及び仕様書を踏まえ、想定 する実施内容等を具体的に記載す ること。
2	業務実施体制	任意様式	・ A4 用紙片面 1 枚以内で簡潔に記 載すること。

3	業務工程計画	任意様式	・作業項目ごとに実施スケジュールがわかるようにバーチャート等で記載すること ・A4用紙又は折込みA3用紙1ページに記載すること
---	--------	------	--

9. 審査要領

(1) 評価基準

事業者選定基準による

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

ア 日時 令和8年5月下旬 ※予定（開催日時は別途通知）

イ 場所 寒川町役場 （神奈川県高座郡寒川町宮山165番地）

ウ その他

- ・プレゼンテーション・ヒアリングは、1社につき40分（説明20分、質疑20分）とする。プレゼンテーション・ヒアリングは、応募グループが提案内容に関するプレゼンテーションを行い、審査員が質疑等のヒアリングを行うことを想定している。
- ・企画提案書に基づき実施すること。
- ・本業務に配置されている予定の担当者や責任者となる人物がプレゼンテーションに参加すること。
- ・ヒアリング内容及び評価は非公開とする。

10 審査員

寒川町職員により審査するものとする。

11. 事業者の決定方法

本事業における優先交渉権者の選定は、企画提案書及び事業者選定基準に基づき、妥当性及び確実性等を総合的に評価するプロポーザル方式により行う。

応募者が1者の場合でも有効に成立するものとし、当該事業者の企画提案が失格でなければ、当該事業者を第一優先交渉権者とする。

12. 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和8年5月下旬に電子メールで通知する。

13. 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合

- (2) 提案価格が提案限度額を超えている場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 公平な審査を害する行為があった場合
- (6) 暴力団員等(寒川町暴力団排除条例(平成 23 年寒川町条例第 11 号。以下「条例」という。)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団経営支配法人等(条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)と認められたとき。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
- (8) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたときを含む。)

1 4. その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 審査及び選定結果に関しては、いかなる問合せにも応じない。
- (3) 本募集に参加する者は、優先交渉権者決定後において、本実施要領等の内容における不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 提案書については、町以外の第三者への提供は行わないものとする。
- (5) 本募集において知り得た情報は、本募集の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。

1 5. 問合せ先

寒川町企画部資産経営課

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165

ダイヤルイン電話 0467-37-3195

1 審査の概要

(1) 審査の方法

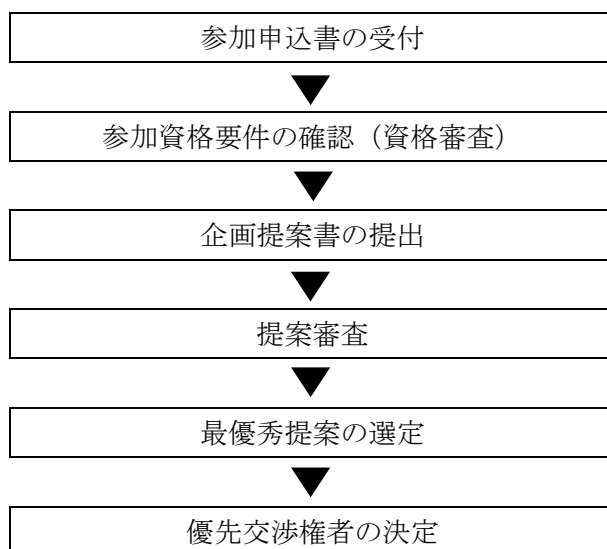
- ・本事業の公募に応募する者（以下、「応募者」という。）からの本事業の実施に係る提案書の提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。
- ・審査の方法は、応募者の備えるべき参加資格要件に関する「資格審査」と、応募者からの提案価格および提案書の提案内容に関する「提案審査」による 2 段階で実施する。
- ・資格審査は、本事業への参加表明を行った者の参加資格要件の適格性を審査するために行うものとする。

(2) 審査の体制

- ・寒川町職員により審査するものとする。
- ・提案書について本事業者選定基準に定める審査基準に基づき評価を行い、最優秀提案者を選定する。町は、この結果を踏まえて、本事業の優先交渉権者を決定するものとする。

(3) 審査の手順

- ・審査の手順は、以下のとおりとする。



2 審査基準

(1) 資格審査

実施要領において示す応募者の備えるべき参加資格要件の具備について審査を行う。
参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 提案審査（プレゼンテーション・質疑応答）

ア 提案価格の確認

参加資格審査を通過した者の本事業に対する提案価格が、提案限度額を超えていないことを確認する。この提案価格が提案限度額を超える場合は失格とする。

イ 提案内容の審査

提案書の内容について、次頁に示す審査項目ごとに、「提案内容の評価点の配点」に基づき、選定委員会の各委員が審査し採点する。

審査項目ごとに各委員の評価点の平均値を算出し、合算したものを総得点として提案内容の評価点とする。

得点化の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出するものとする。

また、評価点に対して5割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案の中から候補となる提案を選定する。なお、「提案内容の評価点の配点」に示す1～4の大項目ごとに対しても、5割を最低基準点とし、1つでも下回った場合、失格とする。

<評価点付与基準>

評価区分	判断基準	評価点
A	提案内容が、優れている	配点×1.0
B	提案内容が、概ね優れている	配点×0.8
C	提案内容が、普通である	配点×0.6
D	提案内容にやや不安がある	配点×0.4
E	提案内容に不安がある	配点×0.2

＜提案内容の評価点の配点＞

審査項目	審査の視点	配点
1. 業務内容の理解度	本事業を実施する目的及び業務内容を十分に理解しているか。	20
2. 組織体制	本事業に有効な知識・ノウハウを有しているか。	20
	本事業を実施できる組織体制やスケジュールとなっているか。	10
	提案内容に実績や実例など根拠があり、実現性のある内容であるか。	10
3. 特定テーマに対する企画提案	提案内容の説明が十分であり理解しやすいか。	10
	業務内容が仕様書を満たした必要十分な内容となっているか。	10
	その他、業務の効果的な実施に向けた工夫や独自の提案等が含まれているか。	30
	提案内容がワーキングやワークショップに参加する者にとって、期待が膨らむものとなっているか。	30
	提案内容が本業務の終了後にも活用可能な、先を見据えた提案となっているか。	30
4. 価格提案書	本プロポーザルにおける提案価格の最低金額。 5点×提案価格のうち最低価格／自社の価格	5
合計		175

(様式1)

質 問 票

令和 年 月 日

(宛先) 寒川町長

(提出者) 所在地

電話番号

事業者名

代表者 (役職・氏名)

担当者連絡先: (TEL)

(mail)

「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託業務」について、次の事項を質問します。

質 問 の 内 容
※行が不足する場合は、適宜追加してください。

注1: 質問受付期間: 令和8年4月10日(金)~令和8年4月17日(金)午後5時まで

注2: この様式を添付ファイルとし、次のメールアドレスに送信してください。

keikaku@town.samukawa.kanagawa.jp

注3: メールの標題は、「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託に関する質問(事業者名)」としてください。

注4: 令和8年4月22日(水)までに回答します。

(様式2)

参 加 申 込 書

令和 年 月 日

(宛先) 寒川町長

次の関係書類を添えて、公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託業務に係るプロポーザルに申し込みます。

事業者名		
所在地	〒	
代表者氏名		
連絡先	TEL	
	FAX	
	E-mail	
	担当者	
会社概要	設立年月日	
	資本金	
	従業員数	
	業務内容	
	HP アドレス	

注1：参加申し込み受付期間は、令和8年4月10日(金)～令和8年4月28日(火)午後5時までです。

注2：この様式と「業務実績書(様式3)」、「参加資格に関する誓約書(様式4)」を添付ファイルとし、次のメールアドレスに送信してください。

keikaku@town.samukawa.kanagawa.jp

注3：公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託業務に係るプロポーザルへの参加資格要件の確認結果の通知は、令和8年5月7日(木)までに電子メールで行います。

(様式3)

業 務 実 績 書

事業者名 _____

直近5年以内の同種及び類似業務（事業構想段階における、ビジョンやコンセプトの設定支援、ワークショップ開催業務）の受注実績を記載してください。

- ・資料の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載してください。
- ・業務実績については、契約書類の写しを添付してください。

※非公開内容については、黒塗り等で対応してください。

(様式4)

参加資格に関する誓約書

私は、公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託業務に係るプロポーザル実施要領の「4. 参加資格」を有することについて誓約いたします。

なお、誓約に違反した場合、寒川町が行う措置（契約解除、違約金の徴収、参加停止及び指名停止）について、一切の異議申立てを行いません。

年 月 日

(宛先) 寒川町長

所在地

事業者名

代表者職氏名

(様式 5)

届 出 書

令和 年 月 日

(宛先) 寒川町長

(提出者) 所 在 地

電話番号

事業者名

代 表 者 (役職・氏名)

「公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託プロポーザル実施要領」に基づき、次のとおり企画提案書等を提出します。

- | | |
|-------------------|------|
| 1. 本様式 (様式 5) | 1 部 |
| 2. 企画提案書 | 10 部 |
| 3. 価格提案書 (様式 6) | 10 部 |
| 4. 価格提案内訳書 (様式 7) | 10 部 |

(様式6)

価 格 提 案 書

件名：公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託業務

提案金額

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※消費税及び地方消費税の額を含むこと。

上記公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施委託業務について、関係資料を熟読の上、上記金額で提案いたします。内訳は様式7のとおりです。

令和 年 月 日

(宛先) 寒川町長

所 在 地
事業者名
代表者名

(様式 7)

価格提案内訳書

令和 年 月 日

(宛先) 寒川町長

(提出者) 所 在 地

電話番号

事業者名

代 表 者 (役職・氏名)

事業名称：公共施設複合化ワーキンググループおよび町民ワークショップ実施
委託業務

【価格提案書の内訳】

費用	金額 (円)
ワーキング運営業務	
ワークショップ運営業務	
報告書・提言書作成業務	

※金額は円単位とし、その端数は切り捨てとします。

※消費税及び地方消費税は含めず記載すること。

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

※価格提案内訳書は、(様式 6) の価格提案書と整合するよう記載すること。